

空き地の適正管理に係る行政指導の流れ

①情報提供

窓口またはインターネットによる情報提供を受理します。
なお、相談者の方に対し、相手方への指導状況や指導内容はお答えできませんので、ご了承ください。



②情報照会 (情報提供から7日程度)

該当地の地目確認及び所有者の調査を行います。
なお、土地の状況調査等をした結果、「地目が農地や山林」、「相続人が不明」などといった場合には、指導等を行うことができません。



③調査 (情報提供から40日程度)

土地の所有者または管理者等の方に調査日時をお知らせし、指定した日時に土地の立入調査を行います。
なお、土地所有者の転居、死亡等により、連絡先が特定できず、指導を行うことができない場合があります。



④指導 (情報提供から50日程度)

立入調査日に現地調査を行い、周辺の居住環境が害される恐れがあると判断した場合には、土地の所有者または管理者等の方に対し、適正な管理をしていただくよう除草等の指導を行います。



⑤再調査 (情報提供から80日程度)

所有者または土地の管理者等の方に再調査の日時をお知らせし、指定した日時に土地の改善状況を確認するための立入調査を行います。



⑥勧告 (情報提供から90日程度)

立入調査日に再度現地調査を行い、それでもなお管理不全な状態と認められる場合は、土地の所有者または管理者等の方に対し、除草等の措置を講じるように勧告を行います。

※市から土地の所有者または管理者等の方に勧告を行っても、土地所有者の方の諸事情により、対応に時間を要したり、除草等に着手していただけない方もありますが、市が指導等を繰り返したり、強制的な除草等を行うことはできませんので、ご了承ください。